

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和5年11月15日

一般財団法人足立区観光交流協会
会長 工藤 信

1 業務概要

(1) 業務名 「足立の花火」花火打上等業務委託

(2) 業務目的

本委託契約は、一般財団法人足立区観光交流協会と足立区が共催で行う「足立の花火」において、関係法令を遵守し花火打上及び打上に係る煙火の手配、運搬・設置、撤去等の業務を事故なく行うことを目的とする。また、あわせて委託者が別に委託する空間演出向上事業者と綿密に連携し、多種多様な方法で「足立の花火」の注目度を高め、足立区の魅力を幅広く区内外にPRできる企画に沿った演出を施すことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

45,000,000円（消費税込み）

※ この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(2) 最低制限価格

なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は足立区観光交流協会（以下、「協会」という。）に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務実績	同種、類似業務の実績はあるか	同種・類似業務の実績	30%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているかどうか	直前含め過去3年分の財務諸表	15%
業務遂行力	・花火玉の仕入先や当日の現場作業員などの再委託、協力事業者を含め、当該業務を遂行できる体制であるか ・有資格者を適切に配置し、十分な人員が確保されているか	再委託先、協力事業者 有資格者の配置および人数	25%
危機管理体制	・独自の事故防止マニュアルの内容が妥当である ・危機管理意識向上に繋がる研修が組織としてなされている	事故防止マニュアル	25%
社会的貢献度	社会的貢献度があるか	・WLB（ワーク・ライフ・バランス）認定企業、えるぼし認定企業、くるみん認定企業 ・ISO14001認証 ・プライバシーマーク ・健康経営優良法人 ・ユースエール認定 など	5%

※ 税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況の評価が低い場合は提案書提出者としがない場合がある。

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価の基準	評価の視点	指標	得点配分
花火の構成等	打上花火の大きさ・種類、設置状況、プログラム内容、仕掛花火の活用は妥当か	打上花火の各玉の大きさの数量及び種類、仕掛花火・演出装置、小型煙火等の演出とその実効性、事前参加型企画の実行性	40%
演出力	音楽や空間演出を活用した花火の演出向上を見込めるか	音楽花火や空間演出（レーザー等）に対応、工夫を施した演出の実行性 ワイドなロケーションの利点を活かしているか、4号玉等の花火演出に創造性があるのか	25%
受賞歴	競技大会や大規模花火大会等での受賞歴はあるか	内閣総理大臣賞など	5%

実施体制	煙火消費に対する準備作業の実施工程及び運営体制は妥当か	煙火を消費するにあたり、花火打上当日までのスケジュール等の準備及び当日打ち上げを行う準備及び体制は妥当であるか	10%
危機管理	事故防止、事故発生時、災害発生時の対処や体制は妥当か	安全な花火の実施に対する取り組みや災害発生時の対応は十分な体制が取られているか	15%
コスト	玉種の割合を考慮して十分な費用対効果が見込めるか	提案内容と提案見積書	5%

※ 提案書特定時、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。

※ 配点の合計数が第1位の者を優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積価格等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第2位の者を次点とする。

また原則、全選定委員の評価の平均点が6割以上であることを条件とする。

4 手続き等

(1) 担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
 一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課 吉田
 電話 03-3880-5853（直通）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和5年11月15日（水）から令和5年11月28日（火）午後5時まで
- ② 交付場所 4（1）に同じ。
- ③ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 郵送の場合 令和5年11月29日（水）必着
 持参の場合 令和5年11月29日（水）正午まで
- ② 提出場所 4（1）に同じ。
- ③ 提出方法 郵送又は書類を持参すること。
 ※ 提案書の正本（代表者印押印）1部、副本15部

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年1月24日 午後5時まで
- ② 提出場所 4（1）に同じ。
- ③ 提出方法 持参により、書類及び映像データが入ったUSB等を提出
 ※ 提案書の正本（代表者印押印）1部、副本15部

5 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和5年 11月15日（水）から
説明書に関する質問期限	令和5年 11月22日（水）
参加表明書の提出期間	令和5年 11月15日（水）から 令和5年 11月29日（水）正午まで
提案書提出者選定結果の通知	令和5年 12月22日（金）頃
提案書の提出期間	令和5年 12月25日（月）から 令和6年 1月24日（水）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和6年 2月 5日（月）

6 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却希望の申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなし、協会にて適切に破棄をする。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、協会の入札等に参加できないことがある。
- (9) 協会が「足立の花火」の事業を翌年度も予算化した場合且つ実施後の評価検証で優れていると判断した際には、最大2回を限度に契約を更新することができる。ただし、金額は初年度と同等とは限らず、協会及び特定事業者と双方協議のうえ決定する。